

Q 中国は先進国になれるか

A 米国中心の包囲網が完成すれば「中国製造2025」は大打撃

さいとう なおと
齋藤 尚登
(大和総研主席研究員)

日 本の高度成長期が1973年に終わりを告げたのと同様に、中国の「高速成長」は2011年に終焉を迎えた。足元、減速が鮮明になりつつある中国経済は、今後どうなるのか。「成長フロンティア曲線」で見よう。

高速成長は11年で終焉

成長フロンティア曲線は、一国の経済の工業化が進展し1人当たり国内総生産（GDP）が増加すると右上に移動し、その後経済のサービス化が進展すると弧を描くように左上にシフトしていく。日本の経験では、73年までが工業化に伴う高度成長期であり、55年からの年平均の実質GDP成長率は10%前後を記録した。

そして経済が成熟化（サービス化）するにつれて成長率は低下し、74～90年の年平均成長率は4%前後となった。成長の牽引役が産業別には労働生産性の伸び率が高い製造業からサービス業へ、同様に需要項目別には投資から消費へとシフトすることで、成長率は低下した。

転換点は11年であり、78～11年の実質GDP成長率は年平均10%弱に達した。その後成長率は鈍化し、12～14年は7%台、15年以降は6%台となっている。18年の実質GDP成長率は6.6%となり、「28年ぶりの低成長」が内外のメディアで強調されたが、中国経済が長期的なダウントレンドのさなかにあるとの認識に立てば、28年ぶりの低成長という事実には大きな意味はない。

実は、この時期に中国が迎えた転換点はこれだけではない。もう一つは15～59歳の生産年齢人口が11年に9億4072万人のピークを迎えたことである。18年末は9億1066万人となり、7年間で3000万人以上、生産年齢人口が減少した。

人口ボーナス値は、「生産年齢人口÷従属人口（14歳以下人口+60歳以上人口）」で計算され、これが高いと働き手が多い一方で、養育費のかかる子どもと、年金・医療の社会負担の大きい高齢者が少ない状態である。経済には労働投入量の増加、社会保障負担の減少、貯蓄率の上昇といったプラスの効果もたらされる。

の減少、高齢者社会保障負担の増加、貯蓄率の低下が、経済成長を押し下げるのである。日本の人口ボーナス値のピークは90年ごろであったが、中国は経済が成熟化する前に人口ボーナス値がピークを迎えてしまった。

25年までに製造強国入り

この他、中国経済には過剰生産能力問題や巨額債務問題などもあり、成長低下要因は山積である。今後、日本（先進国）型の経済発展を遂げられるのか、それとも成長フロンティア曲線が左斜め上ではなく平行移動するような、いわゆる「中所得国の罠」に陥るのか、このままでは後者の可能性が高いように思える。

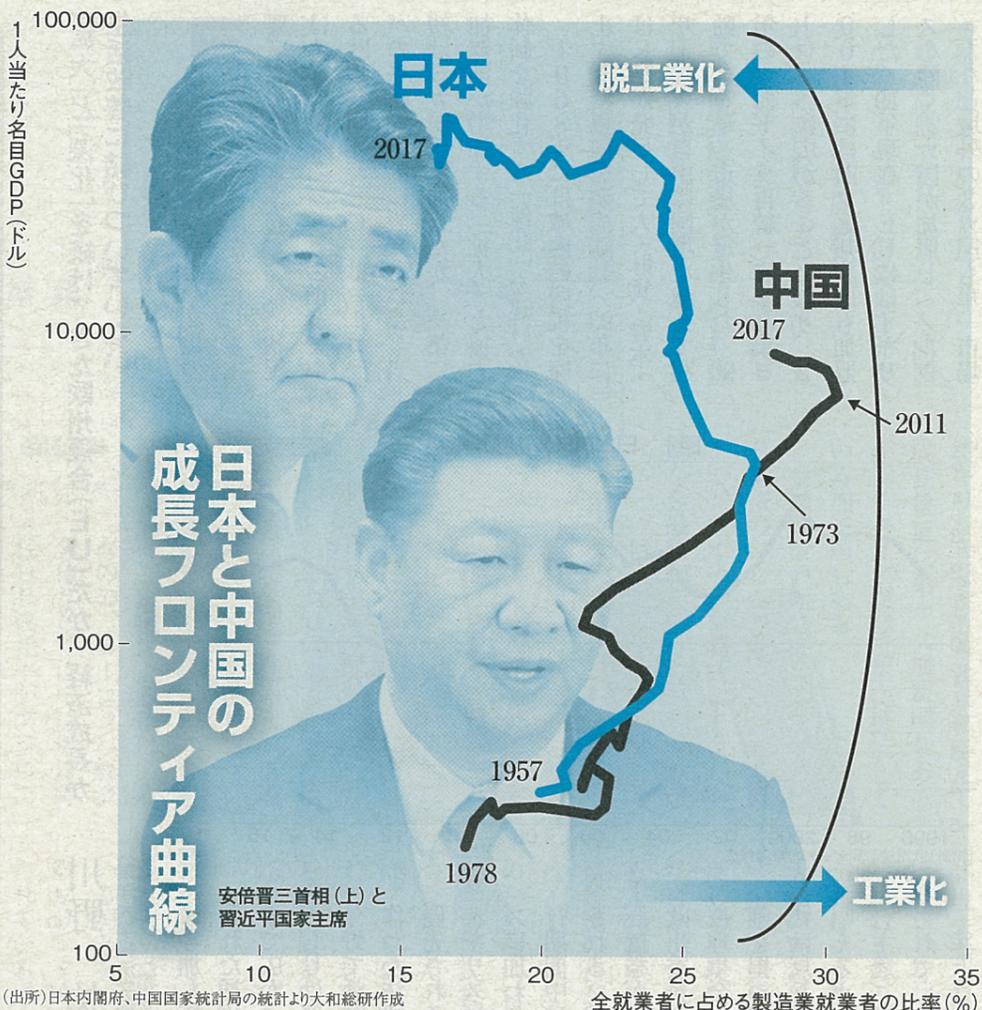
中国はこうした状況に危機意識を持っており、その突破口の一つとして「イノベーション」重視を国家戦略とした。16～20年の第13次5カ年計画では、①イノベーション、②協調（調和）、③グリーン（環境・エコ）、④開放、⑤共享（共に成果を享受する）——の五つの発展理念を掲げた。

「中国製」の調達を禁止

さらに、18年8月には19年度米国防権限法が成立した。米国は通信機器大手のファーウェイ（華為技術）やZTE（中興通訊）、監視カメラのハイクビジョン、同じくデータ・テクノロジー、無線通信のハイテラ・コミュニケーションズの5社に対して、安全保障上のリスクがあるとして、19年8月13日以降は、米政府機関が上記5社の製品や部品を組み込んだ製品を調達することを禁止。20年8月13日以降は、さらに上記5社の製品を利用して企業との取引を禁止するとして。

当然、対象は今後拡大していく可能性が高く、日本など同盟国にも協力を求めることになろう。

こうした包囲網が完成すれば、「中国製造2025」には大きな打撃となり、イノベーションを牽引役とした中国の先進国入りも困難になろう。それとも中国は包囲網の切り崩しに成功し、技術立国として米国を脅かす存在になるのか。今後の覇権争いの行方が大いに注目されよう。



策に位置付けたのである。中国は今後30年かけて製造業のアップグレードを図る計画であり、第1段階として25年までに製造強国の仲間入りを果たすとした。

具体的には、①次世代情報技術産業（国家情報セキュリティの

ため半導体チップなどの国産化を推進）、②ハイエンド工作機械・ロボット、③航空・宇宙用設備（大型航空機の開発など）、④海洋工程設備・ハイテク船舶（深海探査・資源開発の強化など）を十大重点分野とし、その要諦は国産化率の

引き上げにある。こうした中で米中摩擦が深刻化した。18年3月に、米通商代表部（USTR）は報告書を発表し、中国による米国企業からの技術移転の強要、米国企業に対する投資・買収による最先端技術と知的財産の取得、知的財産権の侵害、コンピュータネットワークへの不正アクセスによる機密情報の入手等を問題視した。